

藤枝市地域支え合い出かけっC A Rサービス支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加齢に伴い移動が困難となった高齢者の外出支援を目的として地域住民又は地域住民と連携する地域の法人が主体となって行う高齢者の移送に対する支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域支え合い出かけっC A Rサービス 加齢に伴い移動が困難となった高齢者の外出支援として地区社会福祉協議会若しくは地域福祉を推進する活動を行う住民が主体的に運営する団体であって地区社会福祉協議会と密接に関連するもの（以下「地区社会福祉協議会等」という。）又は地区社会福祉協議会等と連携する地域の法人が主体となって社会貢献活動として行う高齢者の移送であって、市長が認めたものをいう。
- (2) 運転ボランティア 地区社会福祉協議会等が主体となって行う地域支え合い出かけっC A Rサービスを実施するために、自動車の運転をボランティア活動として行う者として地区社会福祉協議会等が登録したものをいう。
- (3) 法人支援従事職員 地区社会福祉協議会等と連携する地域の法人が主体となって行う地域支え合い出かけっC A Rサービスを実施するために、当該法人に雇用され、又は派遣された職員であって専ら地域支え合い出かけっC A Rサービスの利用者の調整、地区社会福祉協議会等との連携に係る事務、利用者の乗降、移送先における支援等に従事するものをいう。

(サービスへの支援)

第3条 地域支え合い出かけっC A Rサービス（以下「サービス」という。）への支援は別表の左欄に掲げる種別に応じ、右欄に掲げる支援の方法により実施する。

(支援の委託)

第4条 別表(1)地区社会福祉協議会等が主体となって行うサービスの項の右欄に掲げる支援の方法（第5号の支援方法を除く。）の実施については、法人に委託して行うものとする。

(実施団体の認定)

第5条 サービスを実施しようとする者は、サービスの実施に当たって別に定める基準に該当することの確認を受けたうえで、地域支え合い出かけっC A Rサービ

ス実施団体（以下「実施団体」という。）としての認定を、年度ごと受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、地域支え合い出かけっC A Rサービス実施団体認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 登録運転ボランティア名簿（第4号様式）
- (4) 市長が指定する書類
（自動車等の提供等）

第6条 前条の認定を受けた実施団体のうち別表左欄(1)地区社会福祉協議会等が主体となって行うサービスを実施するもの（以下「第1号実施団体」という。）は、別に定めるところによりサービスに使用する自動車その他必要と認める備品（以下「自動車等」という。）の提供を受けるものとする。

2 第1号実施団体は、自動車の使用に際し点検を行うとともに、異常を発見したとき又は事故により自動車を損傷させたときは、別に定めるところにより速やかに第4条の規定により支援の実施の委託を受けた法人（以下「委託法人」という。）に報告しなければならない。

（法人支援従事職員の賃金の補助）

第7条 第5条の認定を受けた実施団体のうち別表左欄(2)地区社会福祉協議会等と連携する地域の法人が主体となって行うサービスを実施するもの（以下「第2号実施団体」という。）は、別に定めるところにより法人支援従事職員の賃金の補助を受けることができる。

（実施団体に係る申請内容の変更の承認）

第8条 実施団体は、サービスの対象者、内容、区域その他のサービスに関する事業計画の重要な事項を変更するときは、あらかじめ地域支え合い出かけっC A Rサービス実施団体変更承認申請書（第1号様式）に変更事業計画書（第2号様式）、変更収支予算書（第3号様式）その他の変更の内容が分かる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実施団体に係る申請内容の変更の届出）

第9条 実施団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、当該変更のあった日の翌日から起算して30日以内に実施団体変更届出書（第5号様式）に変更の内容が分かる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 登録運転ボランティア名簿（第4号様式）
- (3) 収支予算書

（サービスの休止及び廃止）

第10条 実施団体（第2号実施団体を除く。）がサービスを休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ休止又は廃止しようとする日の30日前までに藤枝市地域支え合い出かけっCARサービス休止・廃止届出書（第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により休止した実施団体がサービスを再開しようとするときは、改めて第5条第1項の認定を受けなければならない。

（認定の条件）

第11条 次に掲げる事項は、実施団体に認定する際の条件となるものとする。

- (1) サービスの実施が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 提供を受けた自動車等をサービス以外に使用してはならないこと。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（サービスの中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 第5条の基準に該当しないと認められるときその他サービスを適切に実施する上で必要と認められるときに行う市長の指示に従うこと。
- (5) 前号の規定による市長の指示に従わないときその他この要綱の規定に違反したときは、認定を取り消すことがあること。

（実施団体の認定の取消し）

第12条 前条第5号の規定により実施団体が、認定が取り消されたときは、実施団体（実施団体であったものを含む。）は直ちに提供を受けた自動車等の使用を中止しなければならない。

（月次報告）

第13条 事業実施団体（第2号実施団体を除く。）は、毎月20日までに前月の実績について月次報告書（第7号様式）により委託法人に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 事業実施団体（第2号実施団体を除く。）は、毎年4月30日（サービス

の中止又は廃止をした場合は、サービスの中止又は廃止をした日から起算して30日を経過した日)までに前年度(サービスの中止又は廃止をした場合は、当該年度)の事業の実施状況を実績報告書(第8号様式)に事業実績書(第2号様式)、収支決算書(第3号様式)を添えて市長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

サービスの種別	支援の方法
(1) 地区社会福祉協議会等が主体となつて行うサービス	(1) 地区社会福祉協議会等がサービスに使用するための自動車の提供 (2) 運転ボランティアに係る損害保険の加入 (3) 運転ボランティアの自動車の運行に係る講習の受講の支援 (4) 安全運転に資する備品の提供 (5) 事業を実施するために必要とする経費の補助
(2) 地区社会福祉協議会等と連携する地域の法人が主体となつて行うサービス	法人支援従事職員の賃金の補助